

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）
交付規程

（目的）

第1条 この規程は、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）交付要綱（20170120財資第12号。以下「交付要綱」という。）第26条第1項に基づき、福島県知事（以下「知事」という。）が行う、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 知事が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱並びに福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この規程による。

（交付の対象）

第3条 知事は、民間事業者（以下「事業者」という。）が策定した「実施計画書」が、別記の要件を満たしていると認められる場合に、当該実施計画書に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付の対象としない。

2 交付の対象となる補助事業は、福島県内において実施する以下の事業とし、補助対象経費の区分は、別表第1のとおりとする。

一 設備導入事業

再生可能エネルギー発電設備やそれに付帯する蓄電池設備等（以下「発電設備等」という。）を導入する事業

二 計画策定事業

発電設備等の導入に係る実施計画を策定する事業（太陽光発電の場合を除く）

3 発電設備等の規模等要件は別表第2のとおりとする。

4 上記に加え、第2項第1号に規定する設備導入事業は、別表第3の地域活用要件の全てに該当する事業を交付の対象とする。

（補助金の額）

第4条 前条に規定する補助金の額は、補助対象経費の合計額に別表第1に掲げる補助率を乗じて得られた額とする（ただし、その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とし、設備導入事業の上限を10億円、計画策定事業の上限を1千万円とする）。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする事業者は、知事に対し、様式第1による補助金交付申請書（正本1通及び副本4通）に実施計画書及びその他知事が指示する書類を添付して、知事が指示する期日までに提出しなければならない。

- 2 事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による指令書により事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができるものとする。
3 知事は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 知事は、補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行わなければならないこと。
- 二 補助事業者は、交付の決定を受けた年度の2月末日までに補助事業を完了しなければならないこと。
- 三 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第3による遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならないこと。
- 四 補助事業者は、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- 五 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札等によらなければならないこと。
- 六 補助事業者は、知事が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、知事の指示に従わなければならないこと。
- 七 補助事業者は、知事が第18条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消したときは、これに従わなければならないこと。

- 八 補助事業者は、知事が第15条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、知事が指定する期日までに返還しなければならないこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第15条第6項の規定に基づく延滞金を納付しなければならないこと。
- 九 補助事業者は、知事が第18条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、知事が指定する期日までに返還するとともに、第18条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第18条第6項の規定に基づく延滞金を納付しなければならないこと。
- 十 補助事業者は、知事が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じなければならないこと。
- 十一 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- 十二 補助事業者は、第21条第3項及び第22条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、知事の請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付しなければならないこと。
- 十三 補助事業者は、第10条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、知事に報告しなければならないこと。
- 十四 補助事業者は、補助事業終了後、知事の求めに従い、補助事業の効果等を報告しなければならないこと。

（契約等）

- 第8条 補助事業者は、前条第1項第5号の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 2 補助事業者は、前条第1項第5号の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

- 第9条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社

又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 知事が第15条に基づく補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - 一 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
 - 三 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、福島県財務規則に基づき知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に様式第4による交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な補助目的に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - ウ 補助金の額に変更がない場合で、補助対象経費の20パーセント以内の減額
- 二 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内で変更する場合を除く。
- 三 補助事業の全部若しくは一部を他に継承しようとするとき。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。

- 2 知事は、前項に基づく変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更（中止・廃止）の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者へ通知するものとする。
- 3 知事は前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況を様式第6による実施状況報告書により、知事が指示する期日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書（正本1通及び副本1通）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第7条第1項第3号に規定する遅延等報告書の承認を得たときは、3月末日までに、様式第8による補助事業年度末実績報告書（正本1通及び副本1通）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項及び第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助事業の継承）

第14条 補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助事業を継承して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書をあらかじめ知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条 知事は、第13条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ速やかに通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 補助事業者は、知事が補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、知事の指示に従って、その超える部分の補助金を返還し

なければならない。

- 4 知事は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者へ通知するものとする。
 - 一 返還すべき補助金の額
 - 二 延滞金に関する事項
 - 三 納期日
- 5 知事は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10による返還報告書を提出させるものとする。
- 6 知事は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

- 第16条 知事は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、真に必要なと認める場合においては、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による補助金精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部若しくは一部の返還を請求するものとする。
 - 3 第15条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第18条 知事は、第11条第1項第4号の規定による申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 一 補助事業者が法令、交付要綱、本規程又は本規程に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合
 - 五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 前項の規定は、第15条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 知事は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

- 4 知事は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部若しくは一部の返還を請求するものとする。
- 5 知事は、第1項第1号から第3号又は第5号の規定による返還を命ずるときには、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第4項から同条第6項の規定を準用する。この場合において、第15条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第13」と読み替えるものとする。

（加算金の計算）

- 第19条 知事は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 知事は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

- 第20条 知事は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合において準用する。

（財産の管理等）

- 第21条 補助事業者は、取得財産等については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について様式第14による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等管理台帳を第13条第1項に定める実績報告書に添付して知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入額、又は見込まれる収入額の全額若しくは一部を県に納付させることができるものとする。

（財産処分の制限等）

- 第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して知事が別に定める期間とす

る。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第15による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(情報管理及び秘密保持)

第23条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員若しくは従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第24条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(産業財産権の届出)

第25条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権及び意匠権（以下「産業財産権」という。）が発生した場合、又はこれらが譲渡され若しくは実施権が設定された場合には、遅滞なく様式第16による補助事業産業財産権届出書を知事に提出しなければならない。

(補助金の収益納付)

第26条 補助事業者は、補助事業終了後一定期間内に、事業の実施結果の他への供与による収益が生じたときは、様式第17による収益状況報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告書の提出に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、補助事業の完了した会計年度の翌会計年度以降の会計年度において、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。
- 3 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。

(補助事業の経理等)

第27条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、令和7年11月12日から施行する。

別記（第3条関係）

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）実施計画書の要件

一 設備導入事業

- ア 設備導入事業の内容の費用効率が高いこと。
- イ 設備導入事業の遂行によって、当該地域の活性化に貢献する見込みがあること。
- ウ 実施計画書に係る事業の実施の計画が確実かつ合理的であること。

二 計画策定事業

- ア 実施計画書に係る事業の実施の計画が確実かつ合理的であること。

別表第 1（第 3 条関係）

補助対象経費

1 設備導入事業

区分	内容	補助率
(1) 設計費	設備導入事業に必要な機械装置等の設計費	1 / 2 以内 (蓄電池に係る 経費は 1 / 3 以内)
(2) 設備費	設備導入事業に必要な機械装置等の購入、製造等に必要な経費	
(3) 工事費	設備導入事業に必要不可欠な基礎、設備の据付、配管等の工事に必要な経費	
(4) 土地造成費	設備導入事業に必要な土地造成費（土地の取得及び賃借料並びに既存建物等の除去及び建物躯体の補強に係る費用を除く。）	
(5) 接続費	送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金	

2 計画策定事業

区分	内容	補助率
(1) 業務費	発電設備等の導入に必要な調査・設計、検討、計画策定を行うために必要な経費（諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費その他の経費）	1 / 2 以内

別表第2（第3条関係）

規模等要件	
区分	要件
(1) 太陽光発電	・発電出力：500kW以上1,000kW未満（自治体連携型※₁の場合は500kW以上2,000kW未満とする。また、左記出力下限を下回る複数の発電所による合算※₂も可とする。）
(2) 風力発電	・発電出力：250kW以上1,000kW未満（自治体連携型の場合は250kW以上とし上限は設けない。） ・風況精査：1年間以上の風況観測を実施していること。 （観測地点は、単機の場合風車の設置予定地点、複数機の場合は当該地域の代表的な風況特性を取得できる地点とすることを原則とする）
(3) バイオマス発電	・発電出力：100kW以上1,000kW未満（自治体連携型の場合は100kW以上とし上限は設けない。） ・バイオマス依存率：60%以上
(4) 小水力発電	・発電出力：100kW以上1,000kW未満（システムの定格出力でkW単位の小数切捨）
(5) 地熱発電	・発電出力：100kW以上1,000kW未満（自治体連携型の場合は100kW以上とし上限は設けない。） ・バイナリー方式に限る。
(6) 蓄電池	・容量：再生可能エネルギー発電設備の発電出力（kW）に対し100%以下（kWh） ・再生可能エネルギー発電設備を導入する場合に限る。
※1 自治体連携型：下記①から③のいずれかの条件を満たす事業であること。 ① 立地市町村が所有する土地に発電設備等を設置する事業である ② 立地市町村が資本金の過半を出資する事業者による事業である ③ 発電した電力の供給先に立地市町村を含む事業である（発電量の3分の1程度以上） ※2 太陽光発電において、複数の発電所の設備容量を合算する場合、1地点当たりの設備容量がいずれも30kW以上、平均設備容量が50kW以上であること。	

別表第3（第3条関係）

地域活用要件

（1）固定価格買取制度 又はフィードイン プレミアム制度を 利用しない事業で あること	・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条 第4項に基づく認定を受けず、新規に取得、設置する事業である こと。
（2）県内の特定の需要 家へ再エネ電力を 供給する事業であ ること	・県内に事業所等の需要地を有する需要家（県内市町村又は民間法 人）が8年以上にわたって、補助対象設備による発電量（計画値 ベース）の7割以上に相当する量の電気を県内の需要地において 利用する契約等が締結されること。また、補助対象設備により発 電された電気はもっぱら系統に接続供給（ただし、自己託送（電 気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給）の場合を除 く。）することにより、需要地に供給されるものであること。
（3）地域活性化に活用 する事業であるこ と	・需要家への電力供給後、売電収入の一部（最低3%以上。ただし、 バイオマス発電については、売電収入から燃料代を差し引いた額 の最低3%以上）を8年以上にわたって、発電設備等の立地地域 周辺における地域活性化に活用する事業であること。
（4）地域活性化に活用 した内容の報告	・設備導入完了年度の属する年度の翌々年度以降5年間は、毎年4 月末までに、前年度に行った地域活性化に活用した内容につい て、知事の定める様式により、知事に対し報告を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

様式第 1（第 5 条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住 所
申請者 名 称
代表者等名

年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）補助金交付申請書

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）交付要綱（20170120 財資第 12 号）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号）、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的

3 補助事業の開始及び完了予定日

交付決定日 ～ 年 月 日

4 設備導入事業の内容

（1）補助事業の内容

（2）補助事業の実施計画

（3）補助金交付申請額

ア 補助事業に要する経費（消費税込） 円

イ 補助対象経費 円

ウ 補助金交付申請額 円

(4) 補助事業に要する経費の配分 (別紙1)

(5) 申請者の役員等名簿 (別紙2)

5 本件責任者及び担当者

責任者氏名：

担当者氏名：

連 絡 先：(電話番号)

(電子メール)

補助事業に要する経費の配分
(設備導入事業)

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額 (注 3、4)
設計費			—	—
設備費			—	—
工事費			—	—
土地造成費			—	—
接続費			—	—
【うち再生可能エネ ルギー発電設備】			1 / 2 以内	
【うち蓄電池設備】			1 / 3 以内	
消 費 税 (注 2)			—	—
合 計				
(注 1) 当該年度事業に係る経費を記入すること。 (注 2) 金額については円単位とし、端数は切り捨てること。 (注 3) 補助金の額については千円未満の端数は切り捨てること。 (注 4) 発電出力又は蓄電容量に応じて下記算定式で算出される値を上回らないこと。 太陽光発電(蓄電池無)：発電出力 (kW) × 25 万円 / kW × 1 / 2 (蓄電池有)：発電出力 (kW) × 17 万円 / kW × 1 / 2 (上記(蓄電池有)の場合のみ太陽電池の合計出力により算出) 風力発電：発電出力 (kW) × 30 万円 / kW × 1 / 2 バイオマス発電：発電出力 (kW) × 60 万円 / kW × 1 / 2 小水力発電：発電出力 (kW) × 180 万円 / kW × 1 / 2 地熱バイナリー発電：発電出力 (kW) × 150 万円 / kW × 1 / 2 蓄電池：蓄電容量 (kWh) × 20 万円 / kWh × 1 / 3				

別紙 1

補助事業に要する経費の配分
(計画策定事業)

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額 (注 2、3)
業務費			1 / 2 以内	
			—	—
			—	—
消 費 税 (注 2)			—	—
合 計				
(注 1) 当該年度事業に係る経費を記入すること。 (注 2) 金額については円単位とし、端数は切り捨てること。 (注 3) 補助金の額については千円未満の端数は切り捨てること。				

申請者の役員等名簿

氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			

(注) 役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性にはF）、会社名及び役職名を記載する。

様式第 2（第 6 条関係）

福島県指令〇〇第〇〇号

住 所
氏 名 宛て

〇〇〇〇年〇月〇〇日付けで交付申請のあった福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）の補助については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 4 5 年福島県規則第 1 0 7 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項及び福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程の規定により、金〇〇〇円を交付します。

ただし、交付にあたっては、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程第 6 条第 2 項の規定に基づき下記の条件を付します。

〇〇〇〇年〇月〇日

福島県知事 〇〇 〇〇

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は 年 月 日付け第 号で申請のありました 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
- 3 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
- 4 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
- 5 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）交付要綱（2 0 1 7 0 1 2 0 財資第 1 2 号）、規則、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費

（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程の定めるところに従うこと。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- （１）適正化法第１７条第１項若しくは第２項の規定による交付決定の取消し、第１８条第１項の規定による補助金等の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付
- （２）適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則
- （３）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- （４）福島県の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- （５）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6 （その他条件）

様式第3（第7条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）遅延等報告書

年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程第7条第1項第3号の規定に基づき、補助事業の遅延について下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額 円
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の遂行及び完了予定日

様式第 4（第 10 条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者	住所
氏名	法人にあっては名称 及び代表者の氏名

年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付申請取下げ届出書
年 月 日付け 第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程第 10 条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付の申請の取下げ理由
- 3 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

様式第 5（第 1 1 条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）変更（中止・廃止）承認申請書
福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消
型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程第 1 1 条第 1 項の規定により、事業計画を
変更（中止・廃止）したいので、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 交付決定年月日等
年 月 日付け福島県指令 第 号
- 2 補助金交付申請額
(1) 今回交付申請額 円
(2) 既交付決定額 円
(3) 差引額((1)-(2)) 円
- 3 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(新旧対比)
- 4 変更（中止・廃止）の内容
- 5 変更（中止・廃止）を必要とする理由
- 6 変更（中止・廃止）が補助事業に及ぼす影響

様式第 6 （第 1 2 条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）実施状況報告書

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の遂行状況
- 3 補助対象経費の区分別収支概要

（単位：円）

区 分	補助対象経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合 計			

様式第 7（第 13 条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）補助事業実績報告書

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施した補助事業
 - （1）補助事業の内容
 - （2）重点的に実施した事項
 - （3）補助事業の効果

2 補助事業の収支決算

（1）収 入

（単位：円）

項 目	金 額
自 己 資 金	
補助金充当額	
合 計	

（2）支 出

ア 総括表

（単位：円）

区 分	補 助 事 業 に 要 した 経 費		補 助 対 象 経 費				補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交 付 決定額	流用後 交 付 決定額	実績額
合 計									

イ 経費の内訳（各経費の配分ごとの実績の内訳を記載）

（注 1）当該年度に財産を取得しているときは、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程第 21 条第 2 項の規定に基づき、様式第 14 による取得財産等管理台帳を添付することとする。

（注 2）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。 補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

様式第 8（第 13 条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）

（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）補助事業年度末実績報告書

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程第 13 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施した補助事業
 - （1）補助事業の内容
 - （2）重点的に実施した事項
 - （3）補助事業の効果

2 補助事業の収支決算

（1）収 入 (単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金	
補助金充当額	
合 計	

（2）支 出
ア 総括表 (単位：円)

区 分	補 助 事 業 に 要 した 経 費		補 助 対 象 経 費				補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交 付 決定額	流用後 交 付 決定額	実績額
合 計									

イ 経費の内訳 （各経費の配分ごとの実績の内訳を記載）

（注）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。 補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

様式第9（第14条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）承継承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった福島県再生可能エネルギー
等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電
設備導入促進事業）交付規程第14条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当
該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付を決定した補助事業者名（旧補助事業者名）
- 2 補助事業の名称
- 3 補助事業の内容
- 4 補助事業の地位の承継理由
- 5 補助金交付決定通知の日付及び番号
- 6 交付決定通知書に掲げられた補助金の額
- 7 既に交付を受けている補助金の額

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）返還報告書（確定に係るもの）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった 年度福島県再生可能
エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネ
ルギー発電設備導入促進事業）交付規程第 15 条第 5 項に基づく、上記国庫補助金に係る額の確定を
受けたことに伴い、既に交付を受けている国庫補助金のうち、当該確定額を超える部分について返
還したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金確定通知額及び年月日 円（ 年 月 日）
- 3 既に交付を受けている補助金の額 円
- 4 返還を請求された金額及び年月日 円（ 年 月 日）
- 5 返還すべき金額 円
- 6 返還した金額及び年月日
 - （1）返還金 円（ 年 月 日）
 - （2）延滞金 円（ 年 月 日）
- 7 延滞金の算出根拠
- 8 未返還金額
 - （1）返還金 円
 - （2）延滞金 円

福島県知事 様

補助事業者	住所
氏名	法人にあつては名称 及び代表者の氏名

年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）補助金精算（概算）払請求書

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
- 3 請求金額の算出内訳（別紙、概算払の請求をするときに限る。）
- 4 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
- 5 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。
- 6 本件責任者及び担当者
責任者氏名：
担当者氏名：
連 絡 先：（電話番号）
（電子メール）

別紙

概算払請求内訳書

(単位：円)

区分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日～ 年月日)	支出見込額 (年月日～ 年月日)		配分済額	前回までの 受領額	今回請求額
合計							

様式第 1 2 (第 1 7 条関係)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）消費税額及び地方消費税額の額の
確定に伴う報告書

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消
型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のと
おり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（交付規程第 1 5 条第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第 13 (第 18 条関係)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）返還報告書（取消しに係るもの）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程第 18 条第 6 項に基づく、上記国庫補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている国庫補助金のうち、当該確定額を超える部分について返還したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金確定通知額及び年月日 円（ 年 月 日）
- 3 既に交付を受けている補助金の額 円
- 4 返還を請求された金額及び年月日 円（ 年 月 日）
- 5 返還すべき金額 円
- 6 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金 円（ 年 月 日）
 - (2) 加算金 円（ 年 月 日）
 - (3) 延滞金 円（ 年 月 日）
- 7 加算金及び延滞金の算出根拠
- 8 未返還金額
 - (1) 返還金 円
 - (2) 加算金 円
 - (3) 延滞金 円

様式第14 (第21条関係)

取得財產等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 22 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 5 処分制限期間は交付規程 22 条第 2 項に定める期間を記載すること。

様式第 15 (第 22 条関係)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者	住所
氏名	法人にあっては名称 及び代表者の氏名

年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）財産処分承認申請書

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型
再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程第 22 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり
申請します。

記

1 処分の内容

（1）処分する財産名等（別紙） ※取得財産等管理台帳（様式第 14）の該当財産部分抜粋等

（2）処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2 処分理由

様式第 16（第 25 条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者	住所
氏名	法人にあっては名称 及び代表者の氏名

年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）補助事業産業財産権届出書
福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型
再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程第 25 条の規定に基づき、下記のとおり届出し
ます。

記

- 1 種類（番号及び特許権等の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

様式第 17 (第 26 条関係)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）収益状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和 年度福島県
再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可
能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程第 26 条第 1 項に基づき、収益状況を下記のとおり
報告します。

記

- 1 補助金確定通知額及び年月日 円（令和 年 月 日）
- 2 報告期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 3 収益状況（別紙）